第11回 農業資材審議会農薬分科会

第11回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成20年9月3日(水)

会場:農林水産省第2特別会議室

時間:14:00~17:08

議事次第

1. 開 会

挨拶

2. 議 事

(1) 諮問

食品衛生法に基づく魚介類への残留基準の設定に対応した水質汚濁に係る農 薬登録保留基準の改定について(諮問)

- (2) 報告
 - ・疑義資材への対応について
 - ・特定農薬の検討状況について
- (3) その他
- 3. 閉 会

○農薬対策室長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第11回農業資材審議会農薬 分科会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、各委員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。事務局を 務めております、私、農薬対策室長の鈴木でございます。分科会長に議事をお願いするまでの 間、私が司会進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出欠の状況を御報告させていただきます。お手元の資料2に委員名簿があるかと思いますけれども、このうち、本日欠席をされるという御報告を頂戴しております委員が、赤松委員、石井委員、井上委員、大内委員、三森委員の各委員でございます。宮原委員でございますけれども、御出席ということで聞いておりますけれども、遅れているようでございます、後ほどお見えになると思います。

本分科会では、委員、臨時委員、専門委員といたしまして計29名の皆様に委員をお願いしておりますが、農業資材審議会令第7条第1項に基づきまして、委員、臨時委員の過半数の出席で会が成立すると規定されております。本日は委員と臨時委員を合わせまして21名のところ18名の出席の予定となっておりますので、本分科会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、最初に私どもの朝倉農産安全管理課長から御挨拶を申し上げます。

○農産安全管理課長 ただいま紹介にあずかりました消費・安全局農産安全管理課長をしております朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

今回、第11回の農業資材審議会農薬分科会の開会、久々でございますが、開会に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、日頃より農林水産行政、とりわけ農薬行政の推進に対して御指導あるい は御助言を賜りまして、また、本日は大変お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございま す。

農林水産省では、生命を支える食と安心して暮らせる環境、これを確保するために、常に国民の期待を正面から受けとめつつ、時代の変化を見通して政策提案をして、その実現に向けて全力で行動しようではないかという省全体としての目標を掲げており、この中で特に消費・安全局では、農場から食卓までの一貫した食品の安全確保の取り組みや、食に対する消費者の信頼を確保するための取り組み、こういったことを中心に進めようというようにしてきております。

消費・安全局は平成15年7月に設置された、農林水産省の中では新しい局でございます。本年で5年という節目を迎えまして、引き続き私どもとしては消費者の視点を大切にして国民の健康を守ることが何よりも重要である、こういう基本的な考え方のもと、消費者、国民の皆様から信頼される行政を目指して力を尽くしてまいる考えでいきたいと思います。委員の皆様方におかれましても、今後ともこのような視点から適時的確な御指導をいただくように、よろしくお願いいたします。

農業資材審議会農薬分科会は約3年ぶりの開催ということになったのですが、この間国際情勢の急激な変化など、農薬行政を取り巻く環境にも変化が起こり、またこれに対して適切に我々としては対処するよう一生懸命努力してきたというところでございます。主要なものにつきまして、本日後ほど御報告させていただく予定ですが、私から1つだけ御紹介をさせていただきますと、本日の参考資料3にもあるんですが、現在、農林水産省では農薬行政の刷新ということを進めています。また、農林水産省においては、御承知のように国内自給率の向上ということで、これを目指して、その自給率の目標を達成すべく各種の施策を強化しようとしているわけです。委員の皆様もこの点は十分御承知だと思うんですが、農薬というのは農業生産の安定に不可欠な資材であり、病害虫防除に非常に重要なわけですが、一方、病害虫防除のために食べ物である農作物に意図的に農薬を使用しなければいけない。あるいはその結果として環境中に放出される。こういったことがあるため化学物質の中でも最も厳しい安全性の審査が求められる資材である、このように考えております。

このため、農薬の安全性確保の根幹である農薬登録制度、これを的確に運用するということ、かつそれを不断に見直していくということが非常に重要であると考えておりまして、従来も随時見直しが行われていたところでありますが、国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善あるいは行政科学とか、規制科学という日本語訳があるんですが、なかなかいい訳がないんですが、レギュラトリー・サイエンス、こういうサイエンスに基づいた審査体制の整備、こういうことを二本柱として見直しの加速化を行っているところでございます。

また、登録制度の改善に際しましては、関係者間の幅広い意見交換を実施して、その意見の 反映に努めることによって施策の決定過程における透明性の確保を図るということで、そうい うことが結果として国民から信頼される農薬行政につながるのではないかということで取り組 みを進めております。

その一環として、消費・安全局長の私的懇談会として農薬登録制度に関する懇談会を昨年12 月から開催をして、意見交換を進めているところです。今後ともこういった取り組みを進める ことによって、さらなる農薬の安全の確保を図ってまいる所存でございます。

さて、本日は環境大臣から農薬登録保留基準の改正についての諮問が行われますとともに、 最近の大きな動きについて御報告させていただく予定としております。ぜひ委員の皆様方には 忌憚のない御意見を頂戴いたしまして、その結果を適切に施策に反映していきたい、こういう ように考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○農薬対策室長 それでは、続きまして環境省の伊藤水環境担当審議官より御挨拶を申し上げます。

○水・大気環境局審議官 環境省の水環境担当審議官を拝命しております伊藤でございます。 環境省におきまして水環境の問題、そして土壌環境の問題を中心に担当しております。よろし くお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日は御多用中にもかかわらずお集まりいただき、心より お礼申し上げます。

本日は、ただいま農産安全管理課長からもお話がありましたけれども、水質汚濁に係る農薬 登録保留基準の変更について、環境省からの諮問に対して御審議をいただくことになっており ます。よろしくお願いいたします。

今回の基準の変更に関しましては、平成18年に直接農薬が使用されることのない一部の魚介類において食品衛生法上の一律基準を超過した農薬が検出されたことを受けまして、より的確なリスク管理を行う観点から、農薬の使用によって汚濁した水により汚染される水産動植物が食品衛生法上の残留基準に適合するよう求めるものでございまして、平成20年、今年の2月の第22回中央環境審議会農薬部会での審議を経て本審議会での御審議をお願いするというものでございます。委員の皆様方におかれましては、何とぞ活発な御議論を賜りたくお願い申し上げるとともに、御審議の結果を受けまして、環境省におきまして所要の告示の改正を行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、農薬の環境管理をめぐる行政課題は多々ございます。この農業資材審議会農薬分科会におけるこれまでの先生方の御協力に改めて厚くお礼申し上げますとともに、環境省といたしましては今後とも先生方の御指導をいただきつつ、農林水産省と十分な連携を図りながら課題の解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

○農薬対策室長 続きまして、新たに委員となられました方の御紹介を私からさせていただきます。

平成19年4月から委員として大内委員、本日は御欠席でございます。

臨時委員として山﨑委員、平成20年、今年の7月から臨時委員として矢野委員、高田委員、 それから、山本委員に新たに御就任いただいております。

また、今回は約3年ぶりの開催ということでございますので、委員の皆様方も自己紹介をしていただければと思っておりますので、まず本山分科会長から自己紹介をしていただいて、その後右回りで各自御紹介していただければと思います。

- ○本山分科会長 この3月までは千葉大学におりました本山と申します。今は東京農業大学に移りました。この審議会の委員になってこの10月で10年になりますので、私がこの委員会に出席できるのも今日が最後です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。
- ○根岸臨時委員 同じく東京農業大学の根岸と申します。同じ農大といってもキャンパスが大 分離れておりまして、本山先生と顔をあわせることはほとんどないのでありますけれども、私 が出席したのはまだ2回目ですか、経歴としてもまだ非常に未熟なものでございますが、今後 ともよろしくお願いいたします。
- ○米谷臨時委員 米谷でございます。3月まで国立医薬品食品衛生研究所の食品部におりまして、定年退官いたしまして、現在静岡県立大学の食品栄養科学部におります。これで何年目かというのは忘れたんですが、最近非常にブランクがありましたので、かなり長い間委員を務めさせていただいているんだというふうに今思っております。よろしくお願いいたします。
- ○牧野専門委員 光産業創成大学院大学の牧野と申します。光と農業ということでしております。 2年目になります。よろしくお願いいたします。
- ○宮原臨時委員 全国漁業協同組合連合会、略して全漁連ということでご利用いただきたいと 思います。宮原でございます。よろしくお願い申し上げます。
- ○宮本委員 北里大学の宮本でございます。私は3年前にここに委員として出席するように命じられましたが、3年前ですので、今回が初めてでございます。よろしくお願いいたします。
- ○矢野臨時委員 東京消費者団体連絡センターから参りました矢野と申します。都内の消費者 団体、都内に本部があったり、支部があったりという消費者団体、今25団体で結成されており ますけれども、生協なども入っております連絡会でございます。昨日も、違う会ではあります が、参加しながら、専門用語がたくさん飛び交う中で消費者視点を大事にしながら関わってい きたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○山﨑臨時委員 初めて参加させていただきます全国農業協同組合連合会、全農と申します、 全農の山﨑です、よろしくお願いします。私は肥料農薬ということで、肥料農薬を生産者に提

供する流通のところを担当しております。現在生産資材、国際状況が非常に変わる中、資材が 高騰して、生産者が非常に今苦しい思いをしております。安全な農産物をつくっている国産農 産物、ぜひ御理解と御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○山根臨時委員 高知女子大学の山根洋右と申します。よろしくお願いします。専攻は農村医学と環境医学です。
- ○山野委員 昭和大学医学部の山野と申します。専攻は予防医学でございます。たしかこの会は2回目の参加だったと思います。よろしくお願いいたします。
- ○山本臨時委員 島根大学の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今日の大きな議題の一つであります環境省の中央環境審議会の土壌農薬部会にも出させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○渡戸臨時委員 JA東京青壮年組織協議会から参りました渡戸と申します。委員会メンバーの中で唯一の生産者でございます。実際に農薬を使う現場からいろいろ皆さんと一緒に勉強させていただきたいと思います。東京都の青壮年組織協議会というのは東京都の若い農業後継者、約2,000名いるんですけれども、その中での委員長ということでやらせていただきまして、今現在顧問をやらせていただいております。よろしくお願いいたします。
- ○永吉専門委員 残留農薬研究所の永吉と申します。よろしくお願いします。今回が初めての 参加になりますので、皆さんの御意見を十分参考にしていきたいと思います。どうぞよろしく お願いします。
- ○中村(雅)委員 日本経済新聞の中村といいます。よろしくお願いいたします。私も今回が2回目になりますので、皆様の御指導をいただきながらお手伝いできると思っておりますが、名簿を拝見しますと皆さん方は大体農薬等の専門家の方が多いんですけれども、私は数少ない門外漢の一人でございますので、皆さんの御指導をいただきながら、お手伝いできればと思います。よろしくお願いいたします。
- ○中村(幸)専門委員 埼玉県農林総合研究センター茶業特産研究所の中村と申します。今回、前回がいつだったか覚えていないぐらい間隔が空きまして、久しぶりの参加なんですが、よろしくお願いしたいと思います。
- ○田畑臨時委員 財団法人林業科学技術振興所の田畑と申します。3月までは岐阜県立森林文化アカデミーという所属だったのですが、事情が変わりまして所属を変更することになりました。多分私が森林林業で唯一のメンバーだと思っております。この論議の中では森林林業については余り論議されないといいましょうか、今、中心的なのは食文化ですね。またそういう機

会がありましたら意見を披露させていただきたい、そう思っております。よろしくお願いいた します。

- ○竹内臨時委員 千葉県農林総合研究センターの竹内です。よろしくお願いします。私は現場で農作物の病害虫の防除試験などを行っておりまして、そういう立場から発言できればと思っております。よろしくお願いします。
- ○高田臨時委員 今年から、先ほど御紹介ありましたように岐阜県の農業共済組合連合会、N OSAI岐阜といいますけれども、もともとは農業保険をやっている組織でございまして、私 もこれは40年前に岐阜県の植物防疫協会というところで7年ほど仕事をしておりまして、それ からまさに今日資料をいただきましたけれども、浦島太郎もいいところだなというような感じを持っております。よろしくお願いします。
- ○佐々木委員 日本生活協同組合で食の安全・エネルギー問題を担当しております佐々木と申します。この審議会委員になって何年たったか忘れましたが、就任したときは商品検査センターというところで残留農薬の分析をしておりまして、その関係で就任したのですが、今の担当になってからは恐らく2回目ではないかと思います。農薬についてはかなり忘れてしまいましたので、また新たに勉強していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○近藤専門委員 化学物質の環境影響評価と、それから農薬の残留分析等を主な仕事としております民間の会社なんですけれども、株式会社エスコの近藤と申します。よろしくお願いいたします。
- ○国見専門委員 東京農工大学の国見と申します。専門は応用昆虫学、特に生物防除の関係です。現在、日本応用動物昆虫学会の会長をしております。よろしくお願いいたします。
- ○岡田専門委員 日本植物防疫協会研究所におります岡田と申します。5月で研究所長の職を解いていただきまして、現在は気楽に研究所に適当に行ってアドバイザーをしております。よろしくお願いいたします。
- ○上路臨時委員 上路と申します。この3月まで独立行政法人農業環境技術研究所におりました。この4月から東京農業大学というところに所属するということになっております。この委員会にはダイオキシンの時からですから、もう10年近く何らかの形で携わっているというふうに思っております。環境省の土壌農薬部会にも参加させていただいております。いろいろな形で農薬の行政の移り変わりを拝見しているという感じがいたしております。よろしくお願いいたします。
- ○青木臨時委員 農薬の卸団体でございます全国農薬からまいりました青木でございます。よ

ろしくお願いいたします。

○農薬対策室長 続きまして、事務局側を簡単に御紹介させていただければと思います。

私の左、先ほど御挨拶した朝倉農産安全管理課長でございます。

環境省側の伊藤水環境担当審議官でございます。

その隣が環境省の農薬環境管理室長でございます。

その隣が同じく環境省の木下補佐でございます。

そうしまして、私が農薬対策室長の鈴木でございます。

私の隣が課長補佐をしております堀部でございます。

続きまして、議事を始めます前に本日の配付資料の確認をさせていただければと思います。 ○農薬対策室課長補佐 お手元に第11回農業資材審議会農薬分科会配付資料一覧ということで、 配付資料のリストがあろうかと思います。本編の資料は資料ナンバー1から7まで、資料5から7につきましては細目がついておりますので、細かい資料がございますけれども、資料1から7-4まで、それから裏面にまいりまして参考資料が参考資料1から10までということで資料を取りそろえさせていただいております。落丁等ございましたら、事務局が会場のすみに控えておりますので、議事の最中でも結構でございますので、お申しつけいただければと思います。この場でもし何かございましたら今おっしゃっていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

おおむね御確認をいただいているようでございますので、とりあえず先に進めさせていただきます。先ほど申し上げましたように何か途中でございましたら途中でも御遠慮なくお申しつけください。よろしくお願いいたします。

○農薬対策室長 配付資料はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして私から農業資材審議会の審議事項ということで、資料4に基づきまして簡単に説明させていただきたいと思います。

資料4を見ていただければと思います。資料4、農業資材審議会農薬分科会についてという 資料がございます。1枚めくっていただきますと、参考ということで農業資材審議会令をつけ させていただいております。この第5条の分科会ということで、幾つかの分科会が設置されて おりますが、その一つといたしましてこの農薬分科会が設置されているところでございます。

所掌事務といたしましては、農薬取締法の規定により審議会の権限に属された事項を処理することとなっております。

1枚目を見ていただきますと、農業資材審議会26名ということでございますが、4つの分科

会がありまして、農薬分科会ということで、現在委員7名、臨時委員14名、専門委員8名で構成されているということでございます。

審議事項ということで、一番下の欄に書いてございますが、ここに書いてございますとおり、 農薬取締法の規定によって審議会の権限に属された事項を御審議いただくということになって おります。

本日は、その中でも環境省からございました水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定についてということでございますので、それについての御審議をお願いしたいということでございます。審議事項の⑥ということになろうかと思います。そういうことで、本日の資材審は開催させていただいているということでございます。

では、ここからの進行につきましては本山分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお 願いいたします。

○本山分科会長 それでは、これから私が議事進行を行いますので、よろしくお願いします。 議題がたくさんあるようですけれども、私がいつも座長をするときには、大事なところは形式 的な進行ではなくて、できるだけ皆さんの御意見をたくさん出していただきたい。その中で共 通のところをまとめていきたいという方針でやってきておりますので、どうぞ皆さんの御意見 を活発に出していただきたいと思います。

本日は、事務局から紹介がありましたように、1つの審議事項と2つの報告がございます。 たくさんあるようですけれども、議事、審議事項は1つですので、これが一番大事なことだと 思います。資料をご覧になったらおわかりと思いますけれども、シジミから農薬が検出された という事件があってマスコミでも随分報道されまして、大騒ぎになりました。我々が予想しな かった事態が起こったわけです。シジミに農薬を使うわけがないわけですから、そういう問題 に対してどう解決していったらいいかということで、今日ここにすばらしい案が出てきたわけ です。それを中心に今日はやりたいと思います。

それでは、1つ目の議題の水質汚濁に係る農薬保留基準の改定について、事務局から説明を お願いいたします。

○農薬環境管理室室長補佐 環境省農薬環境管理室室長補佐の木下でございます。

資料5で御説明いたしたいと思います。資料5は、1枚の鏡がありまして、資料5-1から 5-4までの冊子になっております。

まず最初に、5-1、諮問文でございます。時間がかかりますが全文読み上げさせていただきます。

環水大土発第080828001号 平成20年8月28日 農業資材審議会 会長 本山 直樹殿 環境大臣 斉藤 鉄夫 農薬取締法第3条第2項の規定により定められた同条第1項 第7号に掲げる場合に該当するどうかの基準の変更について (諮問)

標記について、農薬取締法第16条第2項の規定に基づき次のとおり変更にすることについて 貴審議会の意見を求める。

農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号に掲げる場合に該当するどうかの基準を定める等の件第4号について、同法第2条第2項第3号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすこととなる場合は、同法第3条第1項第7号に掲げる場合に該当するものとなるよう変更すること。

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものであること。

ロ 公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準第1食品A食品一般の成分規格6(1)の規格が定められている場合は、当該飲食用品が当該規格に適合しないものとなること。

ハ 公共用水域に流出又は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準第1食品A食品一般の成分規格7(1)の規格が定められている場合は、当該飲食用品が当該規格に適合しないものとなること。

二 公共用水域に流出叉は飛散した当該農薬により汚染された水産動植物又はその加工品の飲食用品について、当該農薬の成分に係る食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格が定められていない場合は、当該飲食用品に同条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超える当該農薬が残留すること。

以上でございます。

裏面にまいりまして、諮問理由でございます。

農薬取締法においては、農薬の使用による公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁した水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは農薬の登録を保留することとされている。具体的には、環境大臣が水質汚濁に係る農薬登録保留基準を定めている。

現行の基準は、申請書の記載に従い農薬が使用されるとした場合の環境中予測濃度と、当該 農薬の一日許容摂取量から算出される飲料水経由の摂取を考慮した公共用水域における基準値 を比較することで登録保留に該当するかどうかを判断するとともに生物濃縮係数が5000を超え る農薬については、魚介類経由の摂取も考慮して基準値を設定することとしている。

一方、食品としての水産動植物については、食品衛生法により、その摂食による人への健康被害を防止するための規制措置が講じられている。平成18年5月にいわゆるポジティブリスト制度が施行され、食品衛生法第11条第1項に基づき設定された残留基準を超える農薬が検出された場合に加え、個別の残留基準が設定されていない場合は、人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が定める量を超える農薬が検出された場合に、食品としての流通が禁止される等の措置が講じられることとなった。

農作物と異なり、直接農薬が使用されることがない魚介類に対しては、そのほとんどについて、個別の残留基準は設定されてなかったが、平成18年にシジミにおいて一律基準を超過して農薬が検出されたことを契機として、食品衛生法における魚介類の残留基準が設定されることとなったことから、農薬の使用による汚濁水により汚染される水産動植物が、食品衛生法の残留基準に適合するよう、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正することとし、貴審議会の意見を求めるものである。

以上でございます。

諮問文でございまして、非常に堅苦しい文面で誠に相済みません。資料 5 - 2 以降でご説明をいたしたいと思います。

何人かの委員は中央環境審議会の委員も兼ねておられますが、この資料はその際とほぼ同じ ものでございます。資料 5-2 に入る前に、資料 5-3 で、ここに至った経緯を簡単にご紹介 したいと思います。

環境省では、農薬取締法に基づく本審議会への諮問に先立ちまして、重要な事項につきましては中央環境審議会で御議論いただいております。本件に関しましては、平成19年9月、第6回中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会、こちらで本報告書の取りまとめをいただき、平成19年11月から12月、その報告書のパブリックコメントを実施してございます。そのパブリックコメントの結果については資料5-4として添付してございます。その後平成20年2月、第2回中央環境審議会土壌農薬部会でその報告書を了承するという形で今回に至ってございます。そういう前置きをいたしまして、資料5-2が今回御検討をお願いする内容でございます。

1枚めくっていただきますと、先ほどの理由にもございましたが、背景をもう少し詳しく書

いてございますので、もう一度お願いいたします。

この資料のセットは、枚数の6ページまでが全体について流れで書かれてございまして、7ページ以降がそれぞれの根拠資料です。法律の抜粋とか、一部実験の結果であったり、報道内容とかそういうものがついてございます。

1ページから順番にお願いいたします。

まず、背景といたしまして、食品衛生法の状況を御説明いたします。

皆さん御存じのとおり、平成15年5月に食品衛生法が改正されまして、ポジティブリスト制に移行されました。その後、施行の期間を経て、平成18年5月29日から施行されてございます。その改正の内容は別添1として、8ページ以降にその改正フロー及び当時のポジティブリストに関するQ&Aなどを添付してございます。

その内容はどういうものかというと、もちろんすべての必要な基準設定をするとともに、基準の設定されていない飲食用品には別の項、同条3項で一律基準として0.01ppmが適用されるというルールが決まったわけでございます。

次にまいりまして、その後、水産動植物からの農薬の検出という事態がございました。それは平成18年、滋賀県、島根県、鳥取県などのシジミから水質基準を超える農薬が検出されたという事象がございました。それにつきましては別添2として、報道などが12ページ以降についてございます。抜粋でございます。幾つかの地域のシジミから検出されたという状況がございました。一時的にどの農薬がということではございませんが、シジミもしくは魚介類に農薬が検出されるという状況に至ったということがございました。

これを受けて、農薬取締法においてどのような対応をいたすかということをその後検討いたしてまいりまして、現時点では農薬取締法第3条第1項7号の水質汚濁が生じ、その汚濁水または汚濁水により汚染される水産動植物の利用が原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるときの対応について検討がなされたということでございます。別添3、4に現行の法律及び告示を添付してございます。

それはどういう内容かと申しますと、水質汚濁でございますので、実際に申請書の記載に従って農薬を使った場合、公共用水域でどのような濃度になるかということを予測する予測濃度というものを求めまして、ADIから算出したあるべき基準値と比較し、保留にするかどうかを定めるという告示が現行の告示でございます。

また、これは3年前の本審議会でも議論いただきましたが、その際には非常に濃縮係数の高いものについては魚介類経由の摂取についても考慮すべきであろうというお話を伺いまして、

BCFが5,000を超える場合にはそれを考慮するという運用をしてまいりました。

めくっていただきまして、しかしながら、今回のシジミの残留農薬問題に対応できなかった ということから、今後どうするかということは関係省庁とも十分連携いたしまして現在の案を 作成したわけでございます。

2にまいりまして、食品衛生法ではどのように対応されたかということを述べたいと思います。

厚生労働省で運用されております食品衛生法において、一般の作物残留に関しましては、まず毒性試験からADIを求め、その80%を目安に残留基準値を決めていくというふうな運用をされてまいりました。しかし、非意図的に魚介類に残留する農薬についてどのようにするかということを取り急ぎ研究をいただきました。これは厚生科研費で研究班をつくっていただきまして、そちらで報告がなされてございます。その報告書本文は別添5、24ページ以降にございます。平成19年6月に御報告いただいております。「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」という研究の一部で、こちらの委員も何人か入っていらっしゃいますが、検討をいただいて、御報告いただいたということであります。

簡単にそれ以降ポイントのみ書いてございます。作物残留と違いまして、実際の研究所の圃場で作物残留試験をするというわけにいかないということから、推定残留量というものを求めていらっしゃいます。その際には、第6回のこの審議会で御審議いただいております水産動植物への影響を考える際に用いた水産PECによる、予測濃度にBCF×5を掛けることによって推定残留量を求めることができるのではないかというのがその研究班での報告でございました。水産PECにつきましては、これは第6回の審議会での資料として添付してございます。別添6に添付してございます。34ページです。

これは御存じのとおり、どういう使用方法でどういう内容のものをまくとこの濃度になるという、水産動植物被害を検討する場合に比較対象とする推定濃度の求め方でございます。これを使うというふうなことが報告されました。

水産PECにはティアー1、ティアー2が使うことができます。また、その下にBCFが試算できない場合には別の計算式で計算することもできますという報告がなされております。また、曝露評価に当たっては、原則として魚介類経由の農薬検出量を農作物経由の農薬摂取量に加えて食品全体としてADIの80%を基にしましょうという報告でございました。

さて、食品衛生法でこういう対応がとれるという状況になりまして、今回水質汚濁に係る農 薬取締法上の保留基準について3ページ以降に改正案を作成してございます。繰り返しになり ますので省きますが、現行は公共用水域の水中、人が飲む安全性についての基準のみでございます。それを別添7としてその告示文が添付してございます。今回の改正案を見ていただけるとよろしいんですが、現在ある水質、人の飲料水としての基準を第4号のイといたしまして、イの下に水産動植物経由の基準をロ、ハ、ニといたしました。それぞれ食品衛生法上の規定なんでございますが、幾つかの基準に区分されてございまして、まずロは成分規格の6(1)、いわゆる一般的に本基準といわれるものです。それをクリアしなければならないとしています。

ページをめくっていただきまして、ハといたしましては、ポジティブリスト制に移行する際、 二、三百の農薬の基準しかなかったところから一気に800を超える農薬の基準をつくるというこ とで、非常に急いで検討され、また食品安全委員会の議論を経るいとまがないという事態にな ったことから、成分規格の項を分けまして、7項としていわゆる暫定基準として設定した基準 がそうでございます。それをハといたしました。

また、そのどらちもない場合、これは食品衛生法第11条の3項で一律の基準を設定するということになりましたので、それを二といたしました。このロ、ハ、二はすべての食品はどれかに入るという状況でございます。告示案も全く同じ内容が書いてございますので、飛ばしまして、それを図にしたのがさらに1枚めくっていただきまして6ページになります。環境大臣が定めている農薬取締法第3条第1項第4号から7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件というのが1、2、3、4号に当たっておりまして、1から3号の作物残留、土壌残留、水産動植物への被害の防止、これらは今回変更ございません。第4号の水質汚濁について新しくイ、ロ、ハ、二になりまして、3項目ふえる。この白い部分と網かけの部分、白い部分が前回、3年前に御議論いただいたもので、現在これで運用されております。イのほかにロ、ハ、二、すべて食品衛生法上の規格を適用しなさいという内容でございますが、その受ける食品衛生法側の項が違いますものですから、同じような文章が並んで非常に恐縮なんですが、ロ、ハ、二に分けさせていただきました。これが2つ以上適用されることはございません。1つの食品中の1つの農薬についてはロ、ハ、二が必ず1項、適用される。よって、このどれかをクリアする。よって、イをクリアし、またロ、ハ、二のいずれかを判断する項目になりますので、それをクリアすることによって登録保留されないという概念で定めてございます。

1ページに戻っていただきまして、このような改正案でございますが、これを施行いたすには、例えばBCFのデータをとらなければいけないとか、準備期間が必要ではないかということが中環審でも議論されまして、すぐに具体的に施行するわけではなくて、それぞれに必要な時間、例えばBCFのデータを取るのにどのくらい時間がかかるかということを考慮いたしま

して、(1) として暫定基準と一律基準、この案でいいますとハと二の部分を平成22年10月1日 の適用にしたらどうかということでございます。また、その間に食品衛生法の本基準ができる という場合にはもちろんそれが適用されるというものでございます。

また、現在の食品衛生法の食品規格はすべて食品安全委員会の議論を経なければならない。 という食品安全基本法上のルールがございまして、そちらで場合によっては検討の時間を要す るという場合も想定されますので、その施行までの留保期間中に食品安全委員会に諮問がなさ れて、議論中のものは適用しないという施行のルールにしたらどうかという内容でございます。 これが今回の改正案でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○本山分科会長 非常に難しくて、理解しにくかったかもしれませんけれども、結局6ページの概略図が一番何が改正されることかというのが頭に入りやすいかと思いますけれども、従来は左側の枠のイのところにある環境予測濃度が登録保留基準値よりも下回っているということが必要だったわけで、それに今度は右側の網かけの部分で、食品衛生法のロ、ハ、ニという3つの基準、本基準、暫定基準、一律基準、それぞれが水産動植物や食品衛生法の規格に適合するかどうかということが審査されて、それと左側の従来のと両方がそろった場合に登録可能となるということでしょうか。こういうただいまの事務局の説明について、御意見、御質問のある方はお願いします。

○宮原臨時委員 全漁連でございます。唯一の水産代表だと思いますので、意見を言わせてい ただきたいと思います。

今のお話のように、水産動植物を汚染させる農薬の登録保留基準というものを作っていただくということだというふうに理解しております。我々水産側といたしましてはこの基準をつくっていただくことは大変ありがたいというふうに高く評価をさせていただきます。

と申しますのは、もう御案内のとおり、シジミに農薬、我々が農業のサイドからから出てくるものであって、漁業サイドでは一切そういう農薬を使うわけではございません。それが売れなくなったということで、我々にとっては大変大きな問題でございました。以前から私は農薬がドリフトというのですか、飛散をしまして、河川を通じて汽水域とか湖沼に流れ込むのは大変問題であるということを言わせていただいた記憶があるんですが、それがさらに海にまでいくのではないかというおそれも今持っておりますので、こういう基準をつくっていただいたということは、漁業にとっては大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございました。

○本山分科会長 他にいかがでしょうか。

○中村(雅)委員 参考までにお伺いしたいんですが、この諮問と農業資材審議会農薬分科会に諮問されたものは、今日この場で伺いましたけれども、既に今年の2月に中央環境審議会の議を経ている。今の御説明では厚生労働省の審議会の議を経るということになると御説明があったんですが、そのそれぞれの審議会の関係をもう一度整理していただけますか。それとも仮にどこかの審議会がノーと言った場合、これは基準はできないですね。成立しないわけですから、その辺の御説明をいただけますか。

○農薬環境管理室室長補佐 説明がなかなかうまくなくて済みません。

まず、今のお話の中に2つ話があったと思います。本件を中環審でやってさらに資材審で諮問するのはどういうことかということと、厚生労働省、薬事・食品衛生審議会ともしくは食品安全委員会との関係がよくわからないという2点の御質問ではないかというふうに存じます。

前者からまず御説明いたします。農薬取締法では農林水産大臣が登録を出すか出さないかということを農水省が検査しなければならないとし、その際の基準を環境大臣が定めるルールになっております。その際環境大臣は農薬取締法に基づきまして農業資材審議会の意見を聞かなければなりません。これは農薬取締法上のルールです。

また、これとは全く別に環境省としては重要な事項は中央環境審議会に御相談する。これは 諮問答申ではございません。先ほど御説明いたしましたとおり小委員会で報告書を作成し、土 壌農薬部会で了承するというかたちで、内容を議論いただいています。もしくは環境省事務局 と御一緒にお考えいただいているというふうに理解しております。農薬取締法上のルールとい たしましては本日の審議会がそのルールでございます。そのようにご理解賜ればと思います。

また、もう一つの疑問点は、私の説明の中で残留基準の話を途中に混ぜてしまったので誤解を生んでしまったかもしれません。我々は登録保留基準を議論しているのであって、残留基準は食品衛生法で定められます。残留基準を定める場合には薬事・食品衛生審議会の議論を経て厚生労働省が定めます。また、それとは別に、後からできた法律ですが、これは、ポジティブリストの食衛法改正の後に成立したものでございますが、食品安全委員会ができました。幾つかの食品安全に係る事項は過去の法律とは別に意見を聞かなければならないということが食品安全基本法で定められました。農薬取締法の一部についても意見を聞いています。例えば前回の土壌残留については食品安全委員会の議論を経た後に資材審議会で御審議いただいております。そのような食品安全基本法上のルールでございます。よって、残留基準につきましても今後決められる残留基準は食品安全基本法に基づく食品安全委員会での議論と厚労省もしくは薬事・食品衛生審議会での議論を経て、例えば何とかという作物に何ppmという基準が定められま

す。もちろん魚介類も食品ですから、すべての飲食物が食品衛生法上の範囲に入りますので、すべてそのルールで何ppmという基準は食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会で定められます。今回の案は登録保留基準の考え方として従来の公共用水域の人毒性としてのイはそのままで、それ以外に食品衛生法上の規格を満足するような内容のものでなければならない。でなければ登録を保留するということをロ、ハ、ニで定めているということで、我々は魚に何ppmという基準は一切作りません。それは全てもともと食品衛生法上の問題ですので、食品衛生法上の基準は定められます。その基準に従うことをルールとしますという今回の保留の考え方、保留基準の案でございます。

今ので御説明になっているでしょうか。

- ○本山分科会長 他にいかがでしょうか。
- ○中村(雅)委員 登録が可能あるいは登録保留というのは6ページのチャートを見ればわかるんですけれども、この試験の基準は別途定められているわけですね。どういう形で、例えば農薬を開発されて作られたところがどういう試験を経てこういうふうになるかというのはもう既に別の法令で定められているんですね。
- ○農薬環境管理室室長補佐 今回の基準は多分に、予測濃度を使うところもありますが、この 予測の仕方については、例えば水産PECの予測の仕方、ルールは決まっています。また、濃 縮試験というのは農水省の通達で試験ガイドラインが定められております。それはこの登録保 留基準とは別のところで、例えばガイドラインとか、PECの算定方法は既に定められており ます、そういう状況でございます。今回個別に何とかの試験をというのができるわけではあり ません。
- ○本山分科会長 他にいかがでしょうか。
- ○近藤専門委員 議決権はないので、賛成、反対は別としまして、このルール自体はよろしい かと思います。何点か考え方をお伺いします。

現在一部水田用農薬を中心に、魚介類の一律基準0.01ppmを超える可能性のある農薬について、水産PECを用いた手法により基準値の見直しがされていると伺っています。

非水田の薬剤についても水産PECの手法を用いますと、水系の濃度が年平均ではなくて瞬間最大に近い値となりますので、BCFの大きな薬剤については魚介類で0.01ppmを超えてしまう可能性のある薬剤がかなり出てくると想定されます。そういう意味で、既存の薬剤についても、これはここで協議すべき事項ではありませんが、残留基準値の見直しもきちんとされるのでしょうか。

その場合、22年10月までということになっていますが、もし、その見直しをするとなりますと、例えば非水田についてはティアー1の数値で基準値をオーバーしてしまうものについて、ティアー2の考え方をいれて再検討することになりますと、実際のモニタリング等、現場の試験が必要になると思います。そうしたことをクリアしながら、この期間に基準の設定ができるかどうかという、現実的な問題が出てこようかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

また、非水田用薬剤の場合は、実際に農地に撒かれる農薬が水系に出たとしても極めて一過性と考えます。したがって、BCFが大きい薬剤でも現場では極短期間しか薬剤にさらされませんので、現実の濃縮倍率は実験で求められた濃縮係数よりずっと小さい可能性が大です。そういうことを加味してきちんとした基準が再度見直されるかどうかというところが、現在使われている農薬の正しいリスク評価という意味で非常に重要だと思います。

もう一点は、同じようなことですが、先ほど海まで行く恐れがあるとの話がありましたが、 農地に散布された農薬の影響が及ぶのは、河川なり湖沼あるいは河口までの魚介類が中心にな ろうかと思います。魚介類全体に占めるそれらの比率は、以前に出されたデータでは確か2% 程度だったと思います。そういうことも加味して基準設定を見直さないとリスクの過大評価に なり過ぎてしまうという問題があります。

このルール自体は問題ないと思いますが、これらの点を踏まえて基準の改正にご努力いただければというふうに思います。ちょっと余計なことまで申し上げましたが以上です。

○農薬環境管理室室長補佐 全部答えられるかどうかわかりませんが、今のお話は、3点あったかと存じます。施行の期間がこれで十分かどうかということ、また、基準の設定の仕方が実際のモニタリングに比べ厳しいのではないか。3点は魚介類の摂取量の考え方が、淡水のものと、すべての魚の摂取量という考え方は過剰ではないかという3点ではないかと思います。後半のほうは所掌範囲を越える非常に難しい問題がありますが、最初の2点、これは異論もあるかもしれませんが、22年10月を考える際には、関係の方ともよく相談いたしまして、最低限のBCFの試験をしないと間に合わないだろうというふうなことで御相談させていただいて、ぎりぎり実際に漁業でも困っていらっしゃいますので、待っていただけるのとの兼ね合いで半年ぐらい前にあと2年半ぐらいかなというふうな議論をさせていただきました。恐らく、幾つかの農薬は急いで試験をするということになるかもしれません。それは御協力いただかなければいけないと思います。

また、御指摘のティアー1で足りない場合、2、3をすべきだというのはおっしゃるとおり

でございます。ティアー1というのはティアー2に比べて、過剰だけれども、コストをかけないで推測する予測濃度でございますので、2、3をすべきでございますが、御指摘のとおりよりコストと時間がかかるということで、それも御協力いただかなければいけないと思います。 実際環境サイドとしてもより環境に則したデータを収集できるということであれば非常にありがたいというふうに思っています。

最後の摂取量につきましては非常にお答えにくいんですが、これは実際に食べるほうの数字 からやられているようです。こちらでは何とも言えないということでございます。

○米谷臨時委員 参考までに、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。私3月まで立場上、薬事・食品衛生審議会の農薬部会の委員をしておりました。この魚介類中の農薬等の基準値を決めるときに、水産PEC×BCF×5というのが上がってまいりまして、加藤先生の研究班で検討されたものですけれども、それを一応了承したわけです。ただし、一番最初に値が決まりました、クミルロンですと、お米にしか当時は基準がございませんで、お米の値が0.1でしたが、魚介類でこのPEC×BCF×5で計算しますと0.4という、大きな値になりまして、BCFの関係があるので濃縮されるかもしれませんけれども、先ほどの御意見のように過大評価になるかもしれません。そういうことがございます。

摂取量を試算したときに、では将来的にADIの80%を超えた場合にどうするかという、そのことも部会では若干議論されていまして、そうなれば魚介類全般ではなくて、魚と貝類に分けるとか、あるいはもっと細かく分けてそれぞれの値を決めていけば何とかADIの80%に収まるのではないかというようなことも部会では話しておりました。

それから、この水産PEC×BCF×5という考え方でございますけれども、今までの普通の農産物ですと作物残留試験をやりますので、その結果当然ながら親化合物以外に代謝物も考えています。代謝物に関しましても残留量とそれから毒性を鑑みて入れるものは入れているわけですけれども、今回のPEC×BCF×5ですと親化合物だけになりまして、代謝物に関しての規制が入らないようなことになっています。それに関しましては、厚生労働省の基準審査課から食品安全委員会に尋ねていただくことにはなっていますけれども、その後どういうふうな動きになったかはわかりません。具体的には農水省から厚生労働省あるいは食品安全委員会に魚介類の農薬の基準値を決めてほしいと要請されるときに、代謝物、特に貝中の代謝物についてのデータを添えていただかないと厚生労働省では何ともそちらの対応はできないということになりますので、今のところは親化合物だけで魚介類の場合は対応しているというようなところです。将来的に何か貝の中の代謝物が問題になったときにはその辺が弱点として指摘され

るかもしれません。

- 一応厚生労働省の農薬部会の動きはそのようなところでございます。ご参考のために。
- ○上路臨時委員 今、先生のお話の中で2つありましたけれども、まず代謝物のことです。これは食品安全委員会で検討させていただいておりまして、水濁PECは既に代謝物も含めた評価をしているものについては、このシジミの魚介類についても代謝物も加えてやるということで、こみこみの基準を決めることにしております。ですから、実際にそういう取り組みをやっているというのがもう2つ、そういう代謝物込みで評価をいたしました。それが一つです。

それと、もう一つ、先ほどのADI占有率ということで、魚介類の計算が全部込みにしてしまうとADIを超えてしまうかもしれないということで、できるだけお魚と貝類を分けたほうがいい。もっと細かく分けなければいけないかもしれないという話があったことも事実です。それは加藤先生を中心としたシジミへの魚介類への残留基準設定方法という、その委員会の中で検討したときに、できればそういう魚介と魚を分けて摂取量を検討すべきだということも検討したんですけれども、余りにもデータが少な過ぎる。いわゆる魚だけ、あるいは貝類だけという、そこでの濃縮試験とか、ほとんど評価できるほどの数がないということで、どうしてもしようがないということで、魚介類一本一日摂取量九十何グラムですか、そういう感じでやったと思います。ですから、もしもデータが揃ってきたり、食品の摂取量あるいは魚の濃縮の程度とか、そういうデータが積み重なっていけばこの試験方法の見直しも当然やるという前提で方法が決められたという経緯があったと思います。

以上です。

- ○本山分科会長 他にいかがでしょうか。
- ○農薬対策室長 事務局でございますが、実は本日欠席されております大内委員から私どもに、 本日欠席であったのでございますけれども、本件に関しましての意見を頂戴しておりますので、 もしよろしければ事務局から御紹介したいと思います。
- ○農薬対策室課長補佐 それでは、御紹介させていただきます。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改定に関する意見。環境省より示された水質汚濁に係る登録保留基準に関する告示改定により、一部の農薬については登録を取得、維持するために魚介類への残留基準値設定が必要となります。このことは、今回の配付資料中の資料5-4の回答にも新たな基準値を適切に設定することで対応する趣旨が示されていると理解いたします。今回の水質汚濁に係る登録保留基準の改正については賛成いたします。今後関係省でさらにデータを蓄積し、必要に応じて適切かつ速やかな魚介類の新たな残留基準値の設定をお願いいた

します。

以上でございます。

- ○本山分科会長 他にいかがでしょうか。
- ○渡戸臨時委員 農薬を使用する側から言いますと、今回の水田等に農薬を散布した場合、例 えば水田に水が河川に流れないような管理とか、科学的なことはいろいろ、雨が降ったりとか 無理だとは思いますけれども、使用者側からできることによって河川の環境、シジミとか、そ ういうものの環境を守るということが大事だということをここで示すことが大事ではないかと いうふうに思います。

それから、今回のこの残留適合基準なんですけれども、これについては私も賛成だと思います。これによって、少なくとも今まで基準のなかったものについても国民に対して安全になりますというようなことが示されるというふうに思いますので、これからのデータの蓄積とか、今の話を聞くと大事だというふうに思いますけれども、今の段階ではこれがベストな段階ではないかなというふうに判断しますので、一言言わせていただきました。

○本山分科会長 他に御意見ございますか。

こういう新たな必要な試験というのは、農薬を開発するメーカーが経費を出してするということになるわけですか。いかがでしょうか。先ほど平成22年10月から適用するということですけれども、それ以前はどういう扱いになるんですか。またシジミから一律基準を超えるような何らかのものが検出される場合の取り扱いというのは。

- ○農薬環境管理室室長補佐 告示上は本基準、今十幾つありますが、本基準については即日施 行いたしまして、それ以外のものは、本当に危ないものは急いで基準をつくっていただくとい うのに期待するしかないのかなというふうに思います。
- ○本山分科会長 ということは、また回収して廃棄処分ということになりますか。
- ○農薬環境管理室室長補佐 そういうことにならないように注意してまいります。
- ○農薬環境管理室長 本基準については即日施行で、その基準を超えるような農薬については 登録保留になってしまいますが、暫定基準と一律基準については今農薬メーカーが生物濃縮係 数を試験中と聞いています。その試験が終わり次第即農水省厚労省経由で食品安全委員会にか けていただいて、本基準を作っていただくというふうに考えています。該当する農薬、本基準 を作らなければいけない農薬の手続が全部終わるのが22年10月ということで、それまでの間に 迅速に作っていくというふうになっていまして、その間にできた本基準についてはできた途端 に適用されますので、もし超えてしまえば登録保留になりますけれども、22年10月にすべて終

わるということで考えています。

○本山分科会長 よろしいですか。シジミのときも、ここにも仮の計算がしてありますけれど も、廃棄されたものを実際に食べても何のリスクもないのになんでこんな無駄なことをするの かという意見が随分社会的には出ましたね。

○山根臨時委員 北欧フィンランドに行っておりました時に、ベーシックなデータの蓄積にかなり資金を投じています。銀行がどんどん援助して資金を投与して、ベストプラクティス・エコロジカルモデルをきちんと設定しながら、その中で生物濃縮や生態系のミクロエコロジカルな組み合わせの中でどういうふうに終局的に蓄積していくのか、また、土壌中の残留あるいは地表の分解あるいは水中での光分解等々のプロセスをずっと追っかけてデータを蓄積しておりました。計算式だけでなく、少し先を見た生態学的調査モデルが必要なんじゃないかと思います。それから北欧では、生態学者が研究費をたくさん取って大変重視されています。分析学者、生態学者、漁業者、農業者、消費者、こういったチームでパーティシパトリ・アクションリサーチと呼んでいましたけれども、消費者も生産者も研究者と一緒にそういう生態系モデルの中に入りながらディスカッションしておりました。そういう方向性、方法論を日本でも取り入れ、構築する必要があるのではないでしょうか。

それから、Codex委員会のデータを見ますと、貝と貝以外の魚類というふうに明確に分けて分析データを出しています。それから海洋に出て川に帰ってくる回遊性サケのイクラなど、魚の中の一つの臓器を食品にする場合の残留のチェックとか、かなりきめ細かな検討をしていますので、今後、御検討いただきたいと思います。

○本山分科会長 いかがでしょうか。何か御意見ございますか。

先ほどの事務局の環境省側のお答えですと、22年10月までは本基準に違反した場合は当然保留になる。そうではない暫定と一律基準を超えた場合にはなるべく超えないようにしなさいということで、回収、廃棄になるかどうかということはわからなかったんですけれども。

○農薬環境管理室室長 先ほど申しましたのは、22年10月まで暫定と一律基準をもしシジミで超えれば、それは食品安全衛生法の違反ということでそれは出荷停止ということになります。それは間違いない。ただ、その22年10月まですべての農薬が暫定とか一律になるんじゃなくてという意味で、どんどん減らしていって本基準に移行していきます。だから、22年10月にはほとんどそういう農薬はないはずです。そういう意味でお答えしたつもりです。

○本山分科会長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございますでしょうか。

本日の審議事項とちょっと外れるかもしれませんけれども、私、座長の特権で一言言わせて

いただきますと、こういう一律基準、魚介類に限らず、農産物にしてもちょっと超えたときに 法律的には食品衛生法上違反だからということで、我が国ではすぐ、メディアも非常に過大に リスクを報道するということもあって、流通停止という措置がとられるわけですけれども、実 質的には毎回行政は差し当たって食べても健康リスクはありませんという説明を追加するわけ です。それは事実なのか。基準値そのものは毎日一生涯食べ続けても大丈夫という基準値なわ けですから、それに対して非常にわかりにくいという質問が常に消費者から寄せられるわけで す。差し当たって食べても何の健康リスクもないものをどうして無駄にして、世界的には食料 難の時代なのに廃棄処分させられるのかという、生産者にとってもそういう不満があるでしょ うし、消費者にとっても理解しにくいということをいつも言われるわけです。そのことを私も 以前農水省に、農薬対策室に投げかけたことがありましたけれども、それに対する答えは自分 たちもそう思うから厚生労働省の担当者に同じ質問をした。そうすると厚生労働省の担当者は 国民が許してくれないからそうせざるを得ない、こうおっしゃるというわけです。国民が許し てくれないというのは一体誰のことですか。結局メディアが、リスクが実際はないにもかかわ らず非常に危険であるかのような大げさな報道をするものですから、国民が不安感を持ってし まって、行政としてはそういう対応を取らざるを得ないということかなと私は考えたわけです。 しかし、国によってはどうも一律基準をちょっと超えたぐらいで即流通停止、廃棄処分という ことではない、もう少し柔軟な対応をしているところもあるようなことも聞きましたけれども、 我が国でも何とかこういう食べても差し当たってリスクのないようなものを無駄にしない行政 的な対応はとれないものかなと考えていたんですけれども、何か可能性はないでしょうか。 ○農産安全管理課長 大変難しい質問なので、なかなか的確な答えは、これですというのはな いんですけれども、確かに今、座長がおっしゃるとおりです。基準値を決める際には、これは 特に農薬の場合には、汚染物質、例えばアフラトキシンのようなカビ毒とか、カドミウムなど 重金属のような基準値を設定する場合とは異なります。汚染物質は、非意図的に、農家が意図 しなくても栽培の過程で汚染されてしまったり、貯蔵中にかびが生えたり、毒素が出たりとい うようなもの、避けがたいものであります。農薬は汚染物質とは違って、やはり意図的に、防 除のためとはいえ使用して結果として残留してしまう。こういうようなこともあるものですか ら、冒頭の挨拶の中でご説明したように非常に厳しい安全性の審査で、基準も非常に安全を見 込んで作っている基準となっています。そういう背景から基準値を超えたという状況があった としても、多くは何万倍も超えるということは普通の使用では実際あり得ないわけですから、 報道公表の中で差し当たって健康への影響はないという見解が出てくる訳です。これは農薬登 録の、農薬を世の中で使っていくための一つの仕組みとしてそういう安全を十分見込んで基準値をつくり、それに合致するように使用基準を定めて、その励行、守ってくださいということを農家に徹底しており、そういう意図的に使う化合物ですから安全を見込んでやっているというのがまずあります。

では、基準値を超えたときにどうするかという問題はあるんですけれども、これは厚生労働省も例えば保健所などがサンプルをモニタリングする際に、きちんと農家が出荷している箱ごとにロット番号がきちんとありますので、それを確認をすることによって、回収する単位が非常に最小限になるようにロットを確認してやるようにということは、監視安全課なども徹底していただいております。このため、仮に基準値超えが確認された場合であっても、今は保健所などの発表でも、どこどこ産地全部というようなことではなく、このロットというようなことになるように非常に配慮していただいているのは事実なんです。ただ、これは行政全般として、そういう基準値をつくられる仕組み、あるいはそういう行政検査したときに違反になった一部のものとそうでない多くのものがあるわけですが、それとは区分けされているんですよというようなことの社会への情報提供なり、農薬の安全性に係るリスクコミュニケーションといったことがまだまだ努力をしなければいけないところもあって、必ずしもそこが十分理解されずに、ともするとどこどこ農協のというのが出てしまうと、そこの農産品は違反になっていないものも全て回収しなければいけなくなるというのは現実問題としてあるのは事実でございます。

従いまして、本山先生御指摘のように、制度上という部分もありますけれども、そういう仕組みそのものをよく我々も理解して、正しくやっていただくように流通関係あるいは報道関係の方々にもきちんとそういう点を理解されるように努力をして、経済的影響が最小限に、かつ結果として国民の健康を守られ、最終的には国産農産物の信頼を確保していくということはしていかなければいけないと思っておりまして、まだまだ力不足ではありますけれども、こういった点をよく説明をし、また行政機関もさらに工夫をして、関係省庁で取り組んでいければというように考えているところでございます。

○本山分科会長 ここに報道の代表かどうかわかりませんけれども、中村雅美委員もおられますので、報道関係者にもさらに一層の御努力を、正しい情報を国民に提供するようにお願いしたいという気がします。

○中村(雅)委員 私が言うのが適当かどうかわかりませんけれども、今、課長がおっしゃったこと、最後におっしゃったことに尽きると思うんです。要するに、説明が足りないことが過去幾つかあったと思うんです。ですから、一般国民の立場からいいますと、わからないものに

はすぐ腰が引けるというのは当たり前の構造なんです。わからないから全部回収したほうがいい。あるいは市場から消えたほうがいいというのが一般国民の考え方です。それが予防原則の一つではないかと思います。要するに自分の身を守るためにはわからなければまず忌避するというのが動物の本能としてあるんじゃないかと思うんです。ですから、そういうことを抜きにして冷静に科学的に判断するのであればきちんと説明をされるということがないと、私たちメディアが幾らやっても、頭に血が上ってくる部分もあるかもしれませんけれども、きちんと説明されて、これは安全で、安全係数からとっているんです、毎日食べても安全な数値なんですよということがもう少し徹底するように、あるいは事あるごとに説明いただければ、これはメディアとしてもそのことを拒否するものではありませんので、冷静な伝え方というのができるのではないかなと思います。

○本山分科会長 わかりました。行政の説明もしっかりしていただいて、メディアもそれはちゃんと報道していただくということで、無駄を何とかなくしていかなければいけない。

○山本臨時委員 今のリスクコミュニケーションといいますか、情報の提供というのは、これは当然のことだと思うんですが、やはりネガティブリストからポジティブリストに移行するときにこういったような議論がほとんどないまま今の食品衛生法の枠組の中でポジティブリスト制だけが入ったというところが問題だと思うんです。先ほど本山会長も言われたように、外国ではこういったポジティブリストを入れているわけですけれども、これに違反したときにそれの追跡調査なりをきちんとして、その食品はとりあえず流通させる。だから何回も重なると一定の措置がとられるんだけれども、どこでそういうふうなことが起きたのかということをしっかり調査する。そういったことをやらないと、今みたいにとにかく一律基準、非常にわずかな数値でありますが、それでせっかくの食品を捨てることになるわけです。だから、そこのところはやはり薬事・食品衛生審議会あたりでも本当に一度議論してくださいということをきちんと資材審としても言うべきではないかなというふうには私は思います。

○本山分科会長 今の御発言は議事録に残るでしょうから。

それでは、ほかに何か御意見ございますか、この議題につきまして。

ないようでしたら、皆様の御意見として報告のあったとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○農薬対策室長 もしよろしければ、私どもで答申案を配付させていただければというふうに 考えておりますので、答申案の御確認をしていただければと思います。

(答申案配付)

- ○本山分科会長 ご覧になっていただいていかがでしょうか。よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)
- ○本山分科会長 御異議がないようでございます。どうもありがとうございました。 それでは、ここで20分の休憩を取ります。

午後3時35分 休憩 午後3時55分 再開

○本山分科会長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、報告事項となります。初めに、疑義資材への対応についてということで、その 他にも今日はたくさん参考資料も配付されております。事務局から御説明をお願いします。

○農薬対策室課長補佐 それでは、ここからは審議事項というよりは、先ほども先生方の御挨拶の中にも3年前でございますのでというようなお話がございました。冒頭課長からもありましたように、3年間経っておりますので、その間に起きました大きな事項等も含めて、今日は大部の資料を配付させていただいておりますので、私から農林水産省側の用意させていただいた資料の説明をさせていただいた後、環境省から環境省の資料の説明をいただきまして、その後御質問、御意見等いただければというふうに考えております。

まず、資料6でございます。頭紙が1枚ついておりまして、資料6-1と、それからカラー刷りのパンフレットがあろうかと思います。農薬取締法は、平成15年に改正いたしましてから、無登録農薬の使用に関しましても厳しい規定が置かれたわけでございます。昨年の秋になるんですが、農薬登録のない資材で、植物保護液等々と称する資材でございますけれども、その中から分析をしてみましたところ、一定程度の濃度の農薬成分が検出された。農薬としての効果を有するような資材であるにもかかわらず、農薬登録を取らずに販売をされていたという状況がございました。農林水産省、それから環境省、都道府県の御協力をいただきながら、平成19年11月と、それから本年2月に、2件の事案につきまして立ち入り検査を行いまして、業者に対する指導等を行ってきておるところでございます。

そのような動きを受けまして、ちょうど1件目の事案が発生した直後でございますけれども、お手元にございます資料6-1にございますように、これは地方の私どもの行政機関向けあるいは独立行政法人向けに発出した文書でございますが、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」ということで、無登録農薬と疑われるもの、2ページの真ん中辺りをご覧いただくとよろしいかと思いますが、農薬登録を受けることなく何らかの形で農作物等への使用が推奨され、かつ農薬としての効能効果を標榜している。表示、ラベル

などに農薬的な効果を謳ってあるか、あるいは混入している成分から見て農薬に該当し得るもの、これを疑義資材というふうに称しまして、これについての取り扱い手順を定めまして、各都道府県に対して周知を行ったところでございます。

具体的には、一番最後の紙の裏側、7ページになりますが、ここから疑義資材の取り扱いフローということで、疑義資材に関して、まず国民の皆様、都道府県等の皆様方から、おかしいのではないか、このような表現は大丈夫なんでしょうかとか、農薬としての成分は書いてないんだけれども、すごく虫がよく死ぬんですよとか、そういうような情報をちょうだいいたしましたものを農林水産省で情報整理をいたしまして、本省と書いてあるところの下の段になりますけれども、カテゴリー1として表示などに農薬としての効果効能を謳っているもの、それからカテゴリー2といたしまして、成分から見て農薬に該当し得る成分を含んでいるという2つのカテゴリーのものをカテゴライズいたします。このカテゴリー1につきましては表現ぶりがおかしいということがまずありますので、まず表現ぶりの指導をする。効果をうたって販売するのは農薬登録を取らないとダメなので、表現を改めるか、あるいは農薬登録を取ってくださいという指導をする。その指導に従っていただいて表現が直るということであればそこでとりあえずは終了になりますけれども、もしそれにも従っていただけないような場合ですと農薬取締法に基づきます報告中止命令をかけまして、公表をさせていただくこともあるということでございます。

それから、裏側にいきまして8ページをご覧いいただきたいのですけれども、成分として農薬の成分が混入されている。それも痕跡程度ではなくて、一定程度効果が出るような濃度で農薬成分を混入しているということがわかってきました場合には、私どもの独立行政法人でございますFAMIC、これは農林水産省消費・安全技術センターの略でございます。これも昨年の4月、独立行政法人の改組によりまして、旧農薬検査所と呼んでいたところがこの農林水産消費安全技術センターの一員として他の機関と統合になりまして、JAS規格をやっていたところと、それから肥飼料の検査をやっていたところと、それから農薬検査所の3つが統合になりまして、新たにできたのがFAMIC、農林水産消費安全技術センターでございます。農薬検査部は旧農薬検査所のありました小平に引き続きございます。名称は変わっておりますけれども、そちらで農薬登録の関係の検査は引き続きやっていただいております。このFAMICに送りまして、有効成分の種類、含有量、薬効等々に関しての試験、化学分析等を行っていただきまして、薬効等が確認される含有量の成分が含まれているということがわかってきました場合には、その成分について、まず健康リスクが生じるか生じないかということを判断をいた

します。万が一健康リスクが生じるということになりますと、これは農林水産省で定めております農薬に関する緊急時対応マニュアルというのがございます。国民の方々の健康被害が出ないということを第一に考えまして、行動するマニュアルに従って対応していくことになります。

それから、健康リスクはないんだけれども、農薬成分を含有している場合というのは、これは無登録農薬に当たる可能性があるということで、業者に対する立ち入り検査を行いまして、 その後の業者の対応等を踏まえながら対応を決めていくという形になります。

いずれにいたしましても、例えば回収をしていただくとか、それから公表するとか、ロ頭指導、文書指導等々、それは内容によってケース・バイ・ケースで変わってまいりますけれども、こういう対応をするということで従前以上に無登録農薬に対する対応の強化を始めたところでございます。

さはさりとて、一方で使用者の方々にも、農薬取締法上、使用者の方が農薬でないものを防除に使うというのは基本的に禁止されておりますので、農林水産省では使われる方々に対しても取り組みを強化していかなければならないということで、周知指導の期間、徹底期間ということを設けさせていただいております。お手元にございますカラー版で「使う前には必ずチェック!」というリーフレットがあると思いますけれども、本当に基本的なことですけれども、農薬には必ず登録がある。登録番号がないものは使わない。裏にいきまして、例えば登録がないのに害虫によく効くとか、虫が寄りつかない、病気に効くというようなことが書いてあるとか、なぜか害虫がよく死ぬような場合にはすぐに使用をやめて農林水産省に情報をくださいということで、このようなリーフレットを印刷いたしまして、広く生産者の方々にも周知徹底を図っているところでございます。

なお、そのリーフレットの一番下にございますが、このような情報を収集するために、農林 水産省のホームページの中に農薬目安箱というものを設置をいたしまして、こういう疑義資材 に当たるのではないかという資材、このようなものに関する情報提供というのを受けつけると いう仕組みを設けたところでございます。詳細はホームページのURLを下に記載させていた だいておりますので、もし御関心がある先生がいらっしゃいましたらご覧いただければと存じ ます。

大部でございますので、さっと説明させていただきますが、続きまして、資料7でございます。特定農薬の検討状況についてということでございまして、これは実は昨日農業資材審議会と、それから中央環境審議会の合同会合という形で特定農薬の合同会合が開催されましたので、そのときの資料をそのまま添付させていただいた関係で大部の資料になっております。昨日の

審議の結果につきましては、また後ほど農林水産省のホームページで公開をさせていただきま すけれども、御審議いただいた結果をかいつまんでお話しをいたします。

これまで特定農薬につきましては、まず食酢、それから重曹、それから地域で取れた天敵という3つが指定をされておりまして、その他に、国民の皆様方から広く情報をいただきました中で、生産現場でお使いいただいているという資材について、当初740の資材、整理をしていきまして、この整理の前の段階で475の資材が保留資材という形で特定農薬の指定の可否を検討する前の段階でとまっておりました。この475の資材については、取り扱いとしては農家の方々が効果を信じて使用される、自分の責任で使われるに当たっては使用していただいてもいいですけれども、効果を謳って売ってはいけませんという取り扱いになっていたわけなんですけれども、475もあり、かつ非常に幅広い資材の名称が上がってきておりまして、これを本当にそのまま防除に使って、農家の方が信じてとはいえ使ってもいいのかということもございましたので、この保留資材の整理というものをさせていただきました。

資料の7-2-1というものがあると思うんですけれども、この資料7-2-1の10ページ をご覧いただければと思うのですが。特定農薬の会合においでいただいている先生方には非常 に見なれた図になってしまっており、説明も重複して恐縮なんですが、475の資材につきまして、 この区分とその取り扱いという概念の中の3つのカテゴリーに、区分A、B、Cという3つに 入れまして、一つ一つについてパブリックコメントという形で昨年の12月から今年の1月にか けて国民の皆様方から意見を募集いたしました。まず区分Aというのは既に指定に向けての評 価のデータが出されているとか、それから現場で明らかに使用されている資材というもの、そ れから、保留資材から削除するものとしては、もう薬効もありそうにもないし、別に使っても 大丈夫なんじゃないですかという資材、これがCの①と④というカテゴリーになりますが、こ ういうグループ、それから他法令で規制をされていて、それは環境中にまいてはいけませんよ というような資材が区分Cの③というグループ、それから区分②、前後して恐縮ですが、一番 下のカラムでもう既に毒性がわかっているもの、それから最後に⑤というのは定義が不明確で 評価指定の対象とならない資材、このようなカテゴリーに分けまして、この区分Cのいずれか に該当するものは保留資材から外していく。残ったもの、パブリックコメントの段階ではそれ 以外、その区分ができないものをすべて区分Bに入れまして、使用実態の有無について調査を かけさせていただいたわけでございますけれども、大方の資材については使用の実態がもう消 えているということが判明いたしましたので、あらかたの資材については区分Cに入れまして、 この区分Cの①から⑤のどこかのカテゴリーにカテゴライズをして、今回保留資材から外して

いくという対応をさせていただくこととしたところでございます。

昨日審議会にかけた時点での区分Aと、それから新しい区分C、パブリックコメントは終わっておりますので区分Bというのが全て削除されまして、区分Aないしは区分Cのいずれかにいっておりますが、昨日段階の区分整理の案というのが資料7-2-2で配付をさせていただいているものでございます。審議の結果、若干の修正あるいは若干内容を確認した上でどちらの区分にするかを決めなさいということで合同会合から御指示をいただいた資材がございますので、今後事務局で再度内容について精査をいたしますが、おおむねこの区分整理案で御了解をいただいたということで、今後保留資材の削除に向けた手続、保留資材から削除する資材の手続というのが進んでまいります。

従いまして、今後特定農薬の指定の可否を御議論いただくのは、その資料7-2-2にあります1ページから3ページまで、合計33の資材のみでございまして、次回の合同会合以降、その指定の可否に向けて個別資材の御検討をいただけるというふうにスケジュールになっております。

それから、区分Cなんですけれども、いきなり削除をするというようなことをやってしまいまして、明日からダメですというと農業生産現場に非常に影響も大きゅうございますので、ここは半年程度の周知期間をとって保留資材から削除をするという予定にしております。

それから、もう一つ次回以降個別資材の検討をさせていただきますと申し上げたんですが、 資料7-3ということで、もうこの保留資材の整理の以前に既に御検討をいただいておりました資材の中で、電解次亜塩素酸水について、追加のデータを頂戴いたしましたので、合同会合で御検討いただいたところでございます。しかしながら、まだ環境中、特に閉鎖系のハウスの中に散布をした場合に塩素の揮散が懸念され、その場合に使用者の方々に対する安全上の問題が本当に生じないのであろうかというところに関しまして委員の先生方から御懸念の声が多々ございましたので、追加でそのデータ収集をした上で次回以降データがそろったところで再度検討していただくということで、今回は指定の可否についての御判断をいただけず、持ち越しという形になっております。

それから、もう一つ資料7-4というのは事務局からの御紹介ということで、現在政府の構造改革特区の申請の中で、高知県から天敵特区ということで、今、先ほど御紹介しましたように土着天敵そのものというのは特定農薬として指定をされておるんですけれども、これまで増殖したものというのは特定農薬の範疇に当たりませんという措置をしてきたわけなんですけれども、これを増殖したものも県内で放飼する場合に限定して特区として認めていただきたいと

いう申請がございましたので、この特区申請の内容について若干の御紹介を差し上げました。

次回の合同会合につきましては、11月上旬から中旬ということで予定をしておりますが、具体的には今後日程等を調整して進めさせていただくこととなっております。

なお、これをなぜ今この場で御紹介したかということなんですけれども、実は農薬取締法上 特定農薬の指定というのが審議会の諮問事項になっておりますので、本当に指定をするという ことになりますとこの審議会の場で皆様に御議論いただくということになりますので、とりあ えず現段階での状況を御説明をさせていただきました。

ここまでが本資料ということでつけさせていただいておりますが、その他参考資料も多々ご ざいますので、こちらについてもかいつまんで御紹介をさせていただきます。

まず、参考資料3は先ほど朝倉課長から御紹介がありました農薬行政の刷新に関する工程表 等々がついております。後ほどごらんいただければと思います。

それから、参考資料4でございますけれども、これは埋設農薬の管理状況に係る調査結果についてということで、本年の7月29日に私どもからプレスリリースをさせていただきました。昭和40年代、もう35年以上前の話でございますけれども、残留性の高いといわれる有機塩素系の農薬について埋設処分をしなさいということで、国の指導によって地下埋設ということがなされました。一方、状況が変わりまして平成13年なんですけれども、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、略称でPOPs条約というふうに言っておりますけれども、残留性の高い有機化学物質、当然農薬を含みますが、このようなものの適正な管理及び処分を進めるということで、条約に加盟する各国はその適切な管理を行うということが義務づけられたわけでございます。農林水産省といたしましては、過去埋設しろという指導をしていたという経緯もございましたので、平成16年度から補助金で、埋設農薬の掘削あるいは最終処分というのが着実に進むように補助金による支援を行ってきたわけでございますが、平成18年度になるときに、三位一体の改革ということで地方自治体に税源移譲がなされたということで、現在は都道府県におきまして埋設農薬の適切な管理をしていただくということについて取り組みが進んでおるところでございます。

今般、恐らく来年の春になろうかと思いますけれども、まだ確定の日程がきておりませんのでまだ不明でございますが、POPs条約の締約国会議が近々開かれるというような情報もございまして、管理状況についてしっかり押さえておこうということもございましたので、管理状況調査をさせていただきました。

結果につきましては、細かくて恐縮でございますが、別紙ということで3ページにつけてあ

るとおりでございますが、24の道県で168カ所に、総量で4,400トンが埋設をされているという ことがわかっております。適切に管理はされておりますので、外への漏洩等々という問題は生 じておりません。

なお、もし漏洩が生じているということが調査でわかった場合には、国の財政措置といたしまして漏洩した部分を遮蔽をするとか、適切に処分をするための財政的な措置というものは設けさせていただいているところでございます。

それから、参考資料5につきましては環境省のマニュアルでございますので、後ほどマイク を譲りたいと思います。先に私どもの御説明をすべきところをまとめて御説明させていただき ますが、参考資料6でございます。住宅地における農薬使用についてということで、これは実 は環境省の水・大気環境局長と農林水産省消費・安全局長の連名通知という形でこのような、 見づらくて恐縮でございますが、通知文が出ております。趣旨は、またカラー版のリーフレッ トがあろうかと思いますのでそちらをご覧いただければと思います。昔は農薬をお使いいただ くのはプロの農家とか防除業者が中心で、当然まき方に関してもきちんと注意をしていただい ていたし、それから農地と住宅地というのが比較的距離がありましたので、ドリフトのことを 気にして散布をしていただいていれば近隣への影響というのは比較的生じにくかったんですけ れども、近年農薬を使う方というのも、例えばガーデニングで使われるケースも含めて非常に 広がっている。それから、農地が住宅地に変わったりしていて、農地と住宅地の距離が非常に 狭まっているというような状況を踏まえまして、近所の方々に対する農薬の影響というのがと きどき相談として上がってきております。私どもの農林水産省では、実は平成15年に「住宅地 等における農薬使用について」というのを農林水産省の消費・安全局長単独の通知で出させて いただいていたんですけれども、その後環境省で行われました調査の結果で、例えば何も病害 虫が出ていないんですけれども、契約で定期散布になっているのでまきますとか、あるいは現 地で農薬を購入をして混ぜていますとか、そういう状況がちょこちょこと起こってきたという ことが判明をいたしましたので、平成19年1月に改めて、この住宅地等における農薬使用につ いてという通知文を出させていただいたところでございます。

ポイントとなりますのは、カラーのリーフレットの中のページをごらんいただければと思うんですが、まずは病害虫、雑草の早期発見に努めていただいて、農薬をできるだけ使わなくてももし防除ができるのであればそれに取り組んでいただこう。農薬を使うのであれば、飛散しない剤を選ぶというような考え方あるいは飛散防止に関して最大限に配慮してやっていただく。それから、事前に、例えばまきますというようなことを周知をしていただくとか、散布地域に

人が入らないような対策を講じていただこう。それから、もう一つ現地で農薬を混用するということはできるだけ避けましょうというような中身を書いた通知でございます。現在このリーフレットに関しましては両省でも印刷をしておりますし、それからホームページにアップさせていただきまして、都道府県等で増し刷りしていただいているケースもあると聞いております。なお、通知の周知のために私どもは全国行脚をしておりまして、全国で自治体の方を中心にして内容の周知等を図っているところでございます。

それから、またマニュアルは環境省から御紹介がございますので、飛ばさせていただいて、参考資料9でございます。これは農林水産省、私どもの農産安全管理課の農薬の関係の予算、8月29日に財務省に要求をさせていただいておりますので、その予算の概要の抜粋版でございます。1つは、農薬の適正使用管理の徹底ということで、農薬全体のこれは地方公共団体向けの交付金という形で措置をさせていただいているものでございますけれども、農薬使用者等への講習会とか、アドバイザーの育成といったようなこと、それから農薬の飛散とか残留状況の調査、埋設農薬の行動計画の管理というようなものに対する取り組み、それからもう一つは、これは昔の農薬が土壌に残っていて、それが最近植えつけられた他の作物で出たというような事案がございましたので、例えばそのような場合に原因究明をするための広範な調査を実施したりとか、それからその後行動指針を策定していただくというようなことに使うための、ちょっとわかりにくい行政手法になっておりますけれども、行動指針を作っていただくための、例えば土壌とか農作物のモニタリングとか原因究明、そしてその後どうやって営農体系の変化、営農体系を変えなければいけないといった場合のどういうふうに変えていくのか、あるいは作付を他の手があるのかどうかというようなことの技術の評価検証を行うためのマニュアル作りですとか、評価検証を行うための経費というのを一つ措置をしております。

それから、(3)番のところが平成21年度新たに要求をしておるところでございますけれども、 規制改革推進本部の御指導によりまして作物残留性試験に関しまして民間開放をやりなさいと いうことで、GLP適合施設であれば、これまでは都道府県等の試験施設に限定をして作物残 留性試験を実施していただいていたんですけれども、GLP適合確認が受けられる施設であれ ば作物残留性試験についても試験をしていただけるというふうになりましたことから、作物残 留性試験施設へのGLPの導入のための試験実施者の皆様などへの研修、都道府県で実施され る研修に対する御支援というのを新たなメニューにいたしまして、今年度要求をさせていただ いております。

ただ、具体的な額につきましては消費・安全局全体の交付金の内枠でございますので、この

私ども農薬の取り組みに幾らということが明確に出てくるわけではございません。

ここには出てきませんけれども、これ以外に農薬の適正基準の設定とか、使用基準の見直しというようなことに反映させるための試験研究的なものにつきましては調査委託費を別途要求をしておりまして、そちらで対応をさせていただくことになっております。農薬行政の刷新の中にあります、例えば急性参照量に関する検討とか、それから家畜への残留に関する要求項目の検討とか、それから加工調理試験、このようなものに関しての調査研究的なものにつきましてはそちらの委託費で別途要求をさせていただいているところでございます。

早口かつざっとで大変恐縮でございますけれども、農林水産省側からの御説明はここまでに させていただきまして、環境省側にマイクを譲りたいと思います。

○農薬環境管理室室長補佐 引き続き、環境省で用意した資料について御説明いたします。残っているのは参考資料5、8、10です。5から順番に簡単に御説明いたします。

参考資料 5 は、埋設農薬調査・掘削等マニュアルというものでございます。先ほど農水省の説明の中に埋設農薬の管理状況等に関する調査の結果という御報告がございました。順調に管理されているという調査の結果について御報告されたところでございます。このマニュアルは、その後作業の助けになるということで準備いたしたものであります。前回、3年前にはこれの下敷きになるようなものを御紹介いたしました。埋設農薬調査・掘削等暫定マニュアルの改正というのを、改正を先にするのは変なんですが、暫定マニュアルの改正というのを3年前のこの会議でも御紹介いたしました。今回また委員の方に集まっていただきまして、暫定のとれた版、埋設農薬調査・掘削等マニュアルを20年1月に公表いたしてございます。これは広く都道府県であるとか一般の方が見られるような状態になってございます。非常に大部でございますので、概要と今回変わったところのみ簡単に御説明いたしたいと思います。

1枚めくっていただいて、目次をざっと見ていただければ分かりますが、前回の倍ぐらいの 長さになってございます。参考資料をたくさんつけたという点もございます。右ページのメン バーで検討をいたしました。上智大学の中杉先生が座長の委員会で検討いただいたということ でございます。

もう一枚めくっていただきまして、そこから1ページと打ってございますが、そこに本マニュアルの趣旨等が書いてございますので、そこを見ていただきますと内容がわかるかと思います。

御承知のとおり、平成13年のストックホルム条約で、残留性有機汚染物質については、その 製造、使用が禁止され、在庫の適正管理と廃棄物の適正処分が求められるということになりま した。それは12物質なんですが、そのうちの6物質は過去に日本で登録がありました。昔からこの関係にタッチされている方は、例えば40年代の農水省指導によるコンクリート槽への封じ込めなどを御存じの方も多いかと思います。

その後、このストックホルム条約ができ、また最初の暫定マニュアルが13年に取りまとめられました。状況が変わったのは、それを処理する方法等について技術革新が進み、中ほどに書いてございますが、①としてストックホルム条約の発効、②として、先ほど御説明をありました農水省の事業、今は交付金でやられているということですが、そういう事業が行われた。③として、当省の廃棄物担当部局から、どういう処理方法、最終処理についてこういうふうにしたら良いかという技術的な留意事項というのが発出されまして、埋設農薬を処分できる状態が整ったということを受けまして、それを調査したり、掘り起こすときの注意事項についてまとめたのがこのマニュアルでございます。

平成13年以降何回かの改正をもって今回20年1月に暫定のとれた版のマニュアルを発表した ということを書いてございます。

そこから後は本マニュアルの概要等がありまして、全体の流れがわかりやすいのは5ページにフロー図で示してございます。埋設物の処理をするときにこういう流れでやりましょう。責任者を決めて、まず調査をして、実際に着手するかどうかという判断を最初にする。それから、掘削等をどこまでやるのか。どういうふうに準備して、どういうふうに掘り起こして、それを保管し、処分する。最終的な処分はPOPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項に則してやりましょう。この全体の流れがそろった。それぞれについてこの場合はこの行動をしましょうというのをそれぞれの項目ごとにまとめたのがこのマニュアルでございます。

実際に本件にかかわっている、例えば都道府県の方が処分するときにこれを非常に参考にされておられて、これはどうですかというお問い合わせもよくいただきます。例えば、21ページ、22ページ、実際に物がある場所は決まっているんですが、その周りにどこまで調査しましょうかという、どのメッシュでしましょうかというときに目安があることによって調査をし、それを公表するのに非常に便利だということで、この図を参照されて、調査にかけられるということが多いようでございます。

右の図はそれぞれの地点の実施に努めていただく方からその部分をどういう処理にするのか というのを全部ケース別対応別にまとめたというものでございます。

後半に出てくるのはもともとPOPsを中心にやっておったんですが、日本の場合POPsではないですが、昔BHCを一緒に埋めたということと、重金属、水銀を初めとする重金属が一緒に埋

まっている場合があるというふうなことがございますので、その辺実際に使いやすいように改 良してきたというのが今回の成果でございます。こんなところでございます。

次に、参考資料の8、カラー印刷がちょっと色が薄い感じの印刷です。これも先ほど農水省から御紹介がありました、農地ではなくて、公園とか街路樹等でどういうふうに使っていくのかということを、通知とは別に参考になるものをつくろうということで、環境省の予算で委員の方に集まっていただいて議論したり、データをとったりというふうなことをしてマニュアルをつくっています。こちらはまだ暫定がついています。あと2年ほどかけて、もう少し参考データをいっぱい集めて、最終マニュアルにしたいなと思っています。

どういう内容かというのは2枚めくっていただいて、1ページから始まるところに本マニュアルの趣旨と目的が書いてございます。一般的に農業サイドではない方を対象としておりますので、非常に一般的なことから書き始めているんですけれども、もともとベースになったのは平成17年の地方自治体を対象にした街路樹、公園緑地での自治体アンケート、ここでいろいろな問題点もしくは担当の方が悩んでいらっしゃる点が出てきたものですから、そこを中心にマニュアルをつくっていこうという取り組みであります。目的はそれぞれの自治体などがそれぞれの環境に適した管理体系をどのように確立していくかというための参考情報を提供するということを目的にしております。実際に管理する方のために個別の虫とか、そういう情報も入れまして、手元に置いて使っていただけるようにというふうなことに配慮してございます。

次のページからの3ページにはまた長いフロー図があって、できるだけ公園緑地管理において問題を起こさない、こういう点についてチェックしていくのかということができるだけ細かく自分がチェックし、引きたいところをそのページが引けるようにというふうなフロー図にしてあります。

7ページ以降が個別病害虫ごとに、よく自治体から気にされている虫類の特徴とか、そうい うところを上げてあります。

15ページ以降が実際の早期発見とか、防除の判断の考え方を書いてございます。

19ページ以降が農薬による防除の基本的なことを書いてございます。

23ページ以降、これは防除というよりも地域住民の方にどのように周知するかとか、そういうことが書いてございます。

25ページの下のほうですが、これは地方自治体でよくあることなんですが、7.2.9と書いていますが、実際に都道府県、市町村の方が散布されるのではなくて、業者に委託するということが多いものですから、こういうふうに委託するんですというようなことが書いてございます。

後半に関係法令とか、関係通知のコピーをつけております。これは、先ほど農水省からも御紹介がありましたが、好評で、これは今ホームページに出ていますが、全市町村に配布できるよう、これも予算がかかるんですが、今、刷っているところです。全市町村にこれを配布します。以上でございます。

参考資料の10、環境省の農薬関連予算について簡単に御紹介させていただきます。幾つかの 予算があるんですが、今回新規のものと、拡充のもの、これは8月末をもって要求したという ことでございます。環境省の予算の中で環境省本省で使う非常に事務的な予算と、環境問題に 関する調査研究、技術開発に必要な経費というふうな経費がございまして、それぞれございま す。

まず一番上のほうのページに新規と書いてあります。農薬生物多様性影響調査、これは環境省の予算の体系で言いますと、項として環境政策基盤整備費、環境問題に対する調査研究技術開発に必要な経費として要求を出したものでございます。御存じのとおり、前国会で生物多様性基本法が承認されました。それを受けて、農薬のみならず、生物多様性に関する各種取り組みが国の責務となってございますので、農薬分野においても生物多様性への影響、またその評価方法について検討を開始するということで、新規に予算を要求したものでございます。

内容は細かく書けておらないのですが、生物多様性影響調査と、どのようにそれを評価するかという段階分け、その調査の中でも生物を生物グループとしてどう評価していくか。2として、まだ含まれておらない高等植物とか、流水域での生物種への試験方法について検討するというふうな内容になってございます。

予算額はこの程度のものでございます。

次のページに非常にばくっとした絵なんですが、生物多様性と農薬、農薬を散布して、いろいろな経路を通して、水とか生物類に移行していきます。現在は代表生物種の急性のみの評価ですけれども、例えば多様な生物への影響、慢性影響をどう評価するのかとか、生物多様性そのものへの評価方法について検討を開始しようということなので、まだ対応できているというわけではございません、これから開始していきたいという事業でございます。

次の紙なんですが、これは拡充でございます。農薬リスク総合評価システム確立・推進事業です。農薬登録保留基準の基準そのものは今回御審議いただきましたけれども、その下にそれぞれの何ppmにするという作業を実際にしていくスキームがございまして、そのための予算でございます。内容はその流れで書いていますが、例えばデータベースとか、文献を集めるとか、以前告示分析法がありましたので、幾つか告示分析法が必要な場合には告示分析法を開発する

とか、その結果を公共水域でモニタリングするとか、そういう予算がございます。今回拡充される部分は非食用農作物専用農薬の安全性評価資料の作成、これは少人数でやっているものですから、新しいテーマについてできるよう拡充しようではないかという内容でございます。この内容は裏を見ていただきます。今日御審議いただきました登録保留基準告示4号のイの部分、現行で動いている水質汚濁の登録保留基準の設定については、もちろん食用も非食用でなければいけませんが、例えば食用の作物に用いる農薬については毒性試験全体の評価はもう既に食品安全委員会でADIの設定という形でもう公表されているというものですから、それを用いて水質汚濁に係る農薬登録保留基準値、そちらの審議のみをすればよろしいんですが、非食用のみに使う農薬については食品安全と直接関係がございませんので、毒性の評価がされていないという農薬が幾つかございます。今後その非食用の作物のみに使う農薬の毒性について個別に検討会で議論するということになっております。もう既に始まってございます。そのための資料の整理であるとか、文献の収集の予算を拡充したいという事業でございます。

簡単ですが、以上でございます。

- ○本山分科会長 詳しい御説明ありがとうございました。それでは、両方、農水省の参考資料 の御説明と環境省の説明について何か御質問なり御意見なりございますか。
- 〇中村(雅)委員 参考資料の9の農水省の概算要求なんですけれども、遺伝子組換え生物リスク管理強化事業委託費、新規で4,000万円ぐらいありますね。それはもし差し支えなければ詳細、どういうことを想定されているのか、お伺いできますか。過去、遺伝子組換え、食品か作物はやったんですけれども、生物というのはよくわからないんですけれども、その辺補足で御説明いただければと思います。
- ○農産安全管理課長 農薬以外なんですが、簡単に。遺伝子組み換え体は私どもの課で、生物 多様性への影響というものを法律がございまして、それを承認をしています。したがいまして、 食品の安全性、これは厚生労働省がやっておりますし、エサ、飼料としての安全性は農水省の 別の課がやっていますが、生物多様性への悪影響があるということになると、これはまた問題ですので、そういった観点から遺伝子組換え体の承認を行っているということで、それに関連して、例えば日本に、国内で栽培されているということはないんですが、ナタネ油を国内で搾るために発芽する可能性のある組換え体のナタネが海外から輸入されてきたりしますと、例えば輸送中にこぼれたりして、そこで発芽するというようなことがございます。評価の際にはそういったことも想定をして、仮にそういう事態があったとしても生態系への悪影響を与えないということを確認をするということですが、これはあくまでいろいろなデータに基づく予測な

ものですから、きちんとモニタリングをして、そういった予測がきちんと当たっているかどうかというとちょっと俗な言い方なんですが、モニタリングをして、例えばそういうナタネが野生のナタネを駆逐して増えていないかとか、花粉が飛散することによって遺伝子組み換え体の花粉が広がっていることがないかというような、モニタリングをやっております。こういったモニタリングにつきまして拡充をして行うということで、その際にはナタネだけではなく、ほかの植物も考えていこうということです。

あわせて、そういった例えば種の形で発芽可能なものは輸出入、国内で輸入されていますので、これは現在植物防疫所で検査をしているんですが、最近発芽可能なものではないんですけれども、例えばEUに中国から輸出されたビーフンに未承認の組み換え体が見つかるということもございますので、承認されていないような組み換え体についてを監視する必要があろうということで、それは海外の情報を収集して、そういった水際での検査をきちんと確立する。こういったことも新たにやる必要があろうということで、そういった予算を要求している、こういうことでございます。

○中村(雅)委員 今の御説明で大体わかるんですが、他省との絡み、生物多様性のことでいえば環境省で一括してやったほうがいいような気もしますし、食品に対する影響ということであれば厚労省がやったほうがいいと思うんですが、他省との絡みというのは何か考えがあるんですか。

○農産安全管理課長 当然この件は環境省とも連携をして、環境省は環境省で調査をしている んですが、その際に農水省は特に輸入港周辺のこぼれ落ちによる花粉などの飛散によるそうい った遺伝子の拡散がないかどうかというのを中心に調べているというようなことで、そこは連 携をしてやるということになっております。

- ○本山分科会長 他にいかがでしょうか。
- ○岡田専門委員 資料7-4を斜めに読ませていただきました。今日久しぶりにこういうふうなものを見せていただいて、ちょっと驚いています。こういうふうなのをどうするかというのは、時代で変わってくるかもしれないという気はしますけれども、この土着天敵を増殖したりする場合、あるいは増殖する人以外も使うという場合非常に慎重にやっていただきたいと思います。県とか県の試験場が管理するというのは管理はできると思うんですが、農家に配布した場合に、農家が親戚へあげるということがあります。これが県外になる場合があります。それは、過去において希にみられたことでした。

それから、室長が前におられて言いにくいんですが、平成8年から平成12年度まで5年間、

天敵農薬、天敵昆虫、ダニ等の農薬の農薬登録検査基準の議論を農薬検査所がいたしました。かなりの人数で5年間、私が座長をさせていただいて検討して、平成13年3月に中間報告を作っております。この中にこの特区の中に書いている安全性評価とか、環境影響評価というふうな試験法が書いてありますから、それはできるだけ早く人の目につくように公表していただきたい。私は、今の室長の代だけではなくて、それまでの室長のときにも毎年一回や二回は行って通知を出していただくようにお願いしているんですが、担当室は非常にお忙しい。農薬取締法の改正とか、いろいろな農薬のことでお忙しいのはわかるんですが、先に申し上げた検査基準で相当役に立つ議論をしておりますので、今後お役に立てていただけると思いますから、なるべく早く公表していただきたい。切にお願いしておきます。

- ○本山分科会長 コメントございますか。
- ○農薬対策室長 まず、特区申請の関係につきましては、今、岡田委員言われたようなこともあるんですけれど、とにかくどういう形で実行、要するに他府県に配布されないようなものを確保するのかというのは我々としてもしっかり確認するよう対応していきたいと思っております。その辺を確認した上で、特区に限らずこのような考え方という方向で、解釈通知というのでしょうか、全国的な状況なども聞きながら対応してまいりたいと思っております。

それから、後段で言われたような話につきまして、これは今回の件とは別なのでございますけれども、その辺につきましても、できるだけ早く対応してまいりたいと考えております。

- ○本山分科会長 他にはいかがでしょうか。
- ○青木臨時委員 疑義資材に対する今後の対応の問題はよく理解したわけでありますけれども、 今回起こっている2件に対して農薬取締法の中に規定されているペナルティを科せられたのか どうか、お聞きしたいと思います。
- ○農薬対策室長 昨年の11月あるいは今年の2月ということでやらせていただいておりますけれども、我々としては、疑義資材に対しましては、例えば環境への影響が懸念されるということから、まず回収をしっかりやっていただくということがまず第一であるということから、立ち入り検査の際に自主回収をやるのかどうなのかということで必要な措置を講じさせていただいております。その結果、現時点では回収に向けて行われているということもございますし、後はこのようなことがないようにという指導もしておりますので、そのようなことで対応させていただいているということでございます。
- ○本山分科会長 私、座長ですけれども、発言させていただきます。

この問題は、1993年、今から15年ほど前に、私たちの研究室は夢の草と書いた夢草という資

材の中にシペルメトリンが入っているということを学会に報告して、そこから非常にこういう問題が存在するということがわかってきたわけです。つまり、有機農業ブームに便乗して農薬ではない資材として全国的に流通しているものが私たちのところに持ち込まれたものを調べたら、効力のあるものは例外なく農薬が混入されているという事実がわかったわけです。その中には殺虫剤も殺菌剤も除草剤もあったわけです。1993年、4年の当時は植物防疫課の中に農薬対策室がありましたので、植物防疫課・農薬対策室と、1年間かけて一緒に対策を練ったわけです。そして、農薬検査所でもその事実を確認して約1年後に指導が行われました。ただし、私が驚いたことに、口頭指導だけだったのです。3社を呼びつけて口頭指導しました。なぜ農薬取締法に基づいて罰則をかけないんですかと聞きましたら、裁判になるのは避けたい。そこで一罰百戒で悪いところを一つ懲らしめて、他の人に抑止力を期待する。こういう答えを当時はしたわけです。

その後何が起こったかといいますと、無登録農薬は全国的に横行する事件も起こりましたし、こういう連中は抑止力はなかったものですから、また別の名前でずっと15年間同じことを続けてきたわけです。そして、昨年、今年とまた「アグリクール」とか、「NEW碧露」とか、そういうものに同じことが起こっている。しかも、今度は分析がしにくいように生物由来の農薬、アバメクチンというメタミドホスよりも毒性の高いようなものを混入しているということがわかったわけです。

そこで取り締まっていただいたんですけれども、なぜ法律改正して罰則を強化して、こういうものを抑止しようといっておきながらただの一回も罰則を科さないのかというのが私たちの非常に疑問に思っていることなんです。これでは本当の意味の抑止力は出てこないのではないでしょうか。そこが私が非常に疑問に思っていることです。

それから、農水省は農水省でそういうことをしにくい理由があるのかもしれませんけれども、 過去15年間もこういうことが繰り返されて、今回もまた起こったということは、少し厳しく対 応する必要があるんじゃないかというのが私のコメントです。

それから、もう一つ、先ほどのパンフレットの、使う前に必ずチェックというのは非常によいと思うんですけれども、登録農薬の中には殺虫剤、殺菌剤、除草剤のほかに植物成長調整剤も入っております。ですから、こういう資材の中には使うと植物が活き活きするとか、元気になるとか、収量が増加するというものも有名なものも含めて幾つかあるわけです。テレビや新聞でしょっちゅう宣伝しているものもあるわけです。それはここには書いてないです。ですから、そういうものも本来取り締まりの対象になると思いますので、殺虫剤、殺菌剤、除草剤だ

けではなくて、そういう怪しげな表現のものについてもしっかり検査をしていっていただきた いというふうに要望しておきます。

せっかくの機会ですので、もう会議を終了しなければいけないんですけれども、何か御意見 ございませんか。

○田畑臨時委員 ポイントが少しずれるかと思います。ずれていればご勘弁していただきたいと思います。先ほどの環境省の農薬生物多様性影響調査「生物多様性と農薬」についてですが基本的にはまず、農薬散布が生物多様性にどのような影響を及ぼすかがテーマになっていると思います。農薬散布する場面において、対象とする病害虫が単に在来の病害虫である場合と侵入病害虫の場合とで同じスタンスで考えてはならないだろうと思います。生物多様性をキーワードとする場合には、侵入病害虫をどのように考えなければならないかという点で方向性が変わってくると思います。

一例ですが、例えば木材を輸出する場合は国内できちんと検疫しますので問題はないですが、木材を輸入する場合は、木材に樹皮が付着している否かで農薬を使用できるか否かの決まりがあります。集成材の素材であるラミナ材というのは厚さ3cmくらいで幅が約10cm、長さが4mの製材になっていますが、これは輸出時の検疫をクリアするためです。現在は大きな問題になっていませんがある集成材メーカーではロシアから欧州アカマツのラミナ材を輸入しています。ロシアでは温湿度が低く、そのラミナ材に寄生する病原菌等は発生しないし、繁殖もしないのですが、日本の港に着きますと温湿度が高いのでラミナ材内部に寄生していた病原菌、たとえば青変菌が発生します。このような病原菌の防菌は、製材になっているものについては農薬は使用できないことになっていますので、雑貨資材(主成分は農薬)という形で防菌しているのが現状です。ところが、その防菌効果は明確でなく輸入業者にとっては悩みの種となっています。このような形で海外から侵入してくる病原菌等が我が国の生物多様性に係わる問題をどのように考えなければならないかについて、環境省のお考えをお伺いしたいと思います。○本山分科会長 大変難しい問題だと思います。そろそろ会議も終了しなければいけない時間ですので、お答えできるところだけお答えいただけますでしょうか。

○農薬環境管理室長 侵入害虫につきましては、例えばイネミズゾウムシ等実際に日本に定着してしまって普通の害虫と同じように扱わざるを得ないというのが実態だろうと思っています。ですから、侵入害虫だからといって徹底的に殺してしまうということによって多様性に影響を及ぼすというのはちょっと問題があると思います。ただし、侵入当初の、例えばどこかの市だけに生息している害虫を根絶しようとする時にはどうするか。そういう問題と定着した侵入害

虫の問題というのは別問題だと思っています。

それから、木材の腐生菌については、私もなかなか知見がなくて、どのようにお答えすれば いいか、わかりません。申しわけございません。

○本山分科会長 今日こういう提案が出された。問題があるということを議事録に留めておいていただいて、今後検討をしていただければと思います。

それでは、もう終わりにしなければいけない予定の時間になりました。これで本日予定した 議事を終了しました。進行役を事務局にお返しします。

○農薬対策室長 どうもありがとうございました。本日答申につきまして御了解いただきました事項につきましては、今後所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

それから、本日は長時間にわたる審議をいただきましてありがとうございました。最後に私 どもの朝倉からお話がございます。

〇農産安全管理課長 本山会長、冒頭で御挨拶があったのですけれども、10月14日をもちまして農業資材審議会の委員として在任期間が満10年になります。審議会の運営に関する指針によれば、審議会の委員の10年を超える期間を継続しては任命をしない、こういうふうに規定されてございますので、分科会長におかれましては、これまでいろいろ大変お世話になったのですが、本日が最後の分科会となります。本当に本山分科会長におかれましては、平成13年の分科会長御就任以来長きにわたって分科会長を務められまして、我々としては大変いろいろサジェスチョンいただきまして、まことにありがとうございました。最後に、御挨拶を頂戴したいと存じます。

○本山分科会長 今、お話しいただきましたように、もう10年になるんですけれども、私が一番最初に平の委員として入ったときに、実は私は最初から事務局とけんかしたんです。その時に出された議題があるピレスロイド系の殺虫剤のキャベツに対する適応拡大、つまり使用時期が今まで1週間、収穫1週間前だったのを収穫前日までというのが出てきたわけです。当時はそういうこともこの審議会で議論しました。私はそれはひどいではないか。キャベツみたいに栽培期間が長いものをどうしてポストハーベストみたいな、そんな散布をする必要があるんですか。しかも、安全性についても私は納得できない。つまり作物残留基準があって、2例のサンプル調整をして、両方とも基準値以下だったから問題ないということで、専門の委員会を全部積み上げて最終的にここに答申が出たわけですけれども、そのことで私は納得せずに、その2例だけでは、キャベツは日本全国栽培されているんですから、本当に国民にとって安全かどうか、私は自信が持てないということで食い下がったわけです。

それは解決したんですけれども、そのときの理由を聞いてみましたら、本当はビジネス上収穫前日にまで使えるということになると安全性がそれだけ高いということで、売りやすい。他社の農薬と比べて非常に商売がしやすいというような理由でそういう申請が出されたということも後で裏話で聞きまして、それは国民の安全性ということからいうと違うではないかということで、大分食い下がって、当然その次の委員の改選のときは私は首になると思ったわけです。ところが、農薬取締法が昭和23年にできて、この審議会ができたのは昭和25年です。それ以来私のように行政に文句を言った委員はただの一回も、一人もいないということだったんです。ということは、審議会が形骸化してはいけない。審議会というのは、これだけいろいろな分野の方の専門の委員が集まっているわけですから、単なる行政が決めたことを後追いで異議ありませんということで進行していくような審議会であってはダメであって、本当に大事なことは事務局も審議会の意見を利用していただく。どんどん引き出して、そこから政策を決めていっていただく、そういう審議会であってほしいということで私は今まで座長をやってまいりました。

ですから、当初のころはシナリオができていまして、ここは何分で次に進んでくださいという指示があったんですけれども、私は大事なところはその何倍も時間を使って皆さんの意見を引き出そうとしましたのでメモが回ってきて、そろそろやめて次にいってくださいというメモが回ってきたこともありましたけれども、私の気持ちではそういうことで、形だけの審議会でなくて、本当にこれだけの皆さんの意見を反映していただきたいということでやってまいりました。

これからもそのつもりです。今回ちょっと苦言を呈したいのは、なぜ3年間も審議会が開かれなかったのか。実際は農薬に関する重要問題はたくさん山積していたはずです。ギョウザの農薬混入問題もそうですし、いろいろあったはずです。それに対応するということで非常にお忙しくて、審議会を準備する時間もとれなかったのかもしれませんけれども、本当はちゃんと審議会を開いて、皆さんの意見を聞いて、どう対応するかというところを行政が反映していただきたかったという気がします。

ですから、これからどなたが分科会長になられるかわかりませんけれども、行政側も、事務 局側も、審議会の委員の方々も、お互いに活用し合うというんですか、こういうせっかくの機 会ですので、そうやって審議会を本当に意味のあるものにしてこれからやっていっていただき たいと思います。私がやめる前の遺言だと思っていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○農薬対策室長 以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会を終了させていただき ます。

午後5時08分閉会